平成２１年（フ）第１７０３号
名古屋市中区大須３丁目８番１号
破産者　トランスアメリカインターナショナル放送株式会社
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７０７号
愛知県大府市共西町３丁目106番地
破産者　株式会社東東宝石
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７８号
名古屋市緑区大高町字砂畑46番地の４
破産者　株式会社ヤマキ
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３２４号
兵庫県姫路市西今宿６丁目14番36号
破産者　株式会社中岡工務店
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３０００号
札幌市中央区南１条西８丁目９番地１
破産者　株式会社グローバルウェイ
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６６号
東京都福生市志茂235番地１
破産者　成澤　正子（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３６７号
東京都福生市志茂235番地１
破産者　成澤　一郎
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３６８号
東京都調布市深大寺南町５丁目９番地10エステートピアカワムラ102
破産者　山田　直樹
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第９１４号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町３丁目550番地の３
破産者　株式会社トラベルサロン各務原
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２５５号
静岡市清水区袖師町790番地の３
破産者　戸澤梱包株式会社
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４号
静岡県伊豆市冷川360番地の１
破産者　株式会社住和建設
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６４４号
静岡県浜松市南区西島町1572番地の５
破産者　有限会社小山溶接工業
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
大津市国分１丁目217番地１
破産者　株式会社政コンストラクション
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９号
山口県岩国市山手町２丁目54番１号
破産者　有限会社ユニオン工業
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１６６号
北海道砂川市西３条南10丁目１番６号
破産者　福家　幹夫
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第23地割25番地17
破産者　伊藤　秀樹
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３７号
奈良県御所市大字栗阪161番地の３
破産者　風元　真司
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第５４０号
盛岡市安倍館町10番５号　キャッスルヤードＢ102号
破産者　石上　一夫
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１６２号
宮城県宮城郡利府町加瀬字十三本塚130番地１
破産者　皆川　重雄
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６１号
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11番地383グループホーム本荘やすらぎ苑、旧住所秋田県にかほ市平沢字石橋47番地３
破産者　相庭　祐二
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第３９０号
埼玉県本庄市朝日町１丁目14番20号
破産者　阪上　　守
1　決定年月日　平成22年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部